

時期指定義務該当か

繰越含めて 10 日に

問

パート労働者に週 3 日来てもらい始めて約 2 年半になります。新たに 6 日の年次有給休暇が発生しますが、昨年はあまり取得しなかったため、繰越し分と合わせると 10 日を超えます。使用者による時季指定義務の対象なのでしょうか。

基準日単位で判断し対象外

答

パート労働者などについても年休は発生します。週所定労働日数が 4 日以下（週以外で定める場合は年 216 日以下）かつ週労働時間が 30 時間未満の場合は比例付与の対象として、労基則 24 条の 3 で定める表の区分に応じた日数の年休が付与されます。たとえば、週所定労働日数が 3 日で勤続 6 ヶ月のときは、5 日です。労基法 39 条 7 項で、使用者による時季指定義務（5 日の取得義務）が課されていますが、比例付与の対象となる労働者については、繰越し分を含めて 10 日以上になったとしても、その年度に付与される法定（新規）の年休の日数が 10 日以上とならない限り、時季指定義務の対象にはなりません（平 31・4 厚労省 Q & A）。週 3 日なら勤続 5 年半から、週 4 日なら勤続 3 年半からが、10 日以上付与で対象となります。